

平成26年度 第1回 金沢市介護保険運営協議会 議事録要旨

1. 会議の期日及び場所

- (1) 平成26年8月6日(水)
- (2) 市役所4階全員協議会室

2. 出席委員

17人

3. 会長、副会長の選出

委員の互選により、米林会長を選出

4. 報告事項

- (1) 長寿安心プランワーキング開催状況(資料1) … 長寿安心プランワーキング委員から説明
- (2) 市民フォーラムの開催結果について(資料2) … 長寿安心プランワーキング委員、介護保険課から説明
- (3) 日常圏域ニーズ調査結果(暫定版)について(資料3) … 介護保険課から説明

(委員)

日本福祉大学のデータで、基準値が何を表すのか分からないが、低栄養と口腔機能の基準値が段違いに高いのには理由があるのか。

(事務局)

全国値がまだ出揃っていないのが理由であると思われる。口腔機能で言うと0.16が基準値で本市は0.42である。指標の右の方には、提出した市町村のデータの幅が記載してあり、最低値が0.54、最高値が0.12となっている。その中で金沢市は0.42である。現段階のものとしてはこのような結果となっている。

(委員)

なぜ高いのかについて、考察はしていないのか。

(事務局)

それについては、今後圏域別の結果もまとめていく予定であるので、リスクの高い結果となっている圏域について、地域包括支援センターにデータを示し、その原因についてのヒアリングを行う予定である。

(委員)

口腔機能低下のリスクが高いことが気になったが、事務局の説明にあったようにまだ全国のデ

ータが出揃っていないということであれば、現時点でこのような結果ということもあり得ると思つた。また最高値が0.12で最低値が0.52であることを見れば、金沢市がここに位置するのは納得がいくが、考察が出揃ったあとはワーキングで対応するのか。

(事務局)

具体的に口腔機能低下のリスクが高いという部分をどのように改善し、どのような事業を行っていくかについては、ワーキングで方針を出すのは難しい。当然、具体的な事業を展開していくとなると、歯科医師会との連携が必要である。この点について今年度中に結論が出せるかというところと現段階では何とも言えない。まず課題があるという認識があることはプランには書けるが、方針までは記載できないと思う。

補足であるが、口腔機能について日本福祉大学の分析結果を見ると、基準値が0.16で本市が0.42となっている。厚生労働省の分析結果を見ると、全国平均値が19.6%、本市が21.0%となっており、数値に開きがある。厚生労働省の分析についてはシステムに不具合があったと聞いているが、今後提出する市町村が増えることで不具合等は解消されていくと予想される。今回はあくまでも暫定値ということでご了承願いたい。

(委員)

データが出揃うのはいつか。

(事務局)

厚生労働省での締切りは12月である。平成26年度にこの日常生活圏域ニーズ調査をしている自治体もある。全ての自治体のデータが出揃うまでは待てないが、ある程度妥当なデータとして信憑性が得られるものにはなると考えている。

(会長)

ほかにないようなので、引き続き、介護サービス等の指定基準について、介護サービス向上専門部会長から報告をお願いする。

(4) 指定居宅介護支援等の指定基準の独自基準について(資料4)

…介護サービス向上専門部会、介護保険課から説明

(委員)

金沢市の独自基準案について、4点上がっているうち2点が研修ということで、人材の育成に関することが挙げられている。その中で教育機会の確保という内容が書かれているが、少人数で運営している事業所が多い中で、各事業所で機会を確保するのは難しい。それを各事業所に頑張ってくださいと言って終わるのか、それとも金沢市として何らかの支援を考えているのか。

(事務局)

多職種連携の担い手となる人材の育成を義務付けるにあたっては、介護サービス事業者連絡会との意見交換の中で認めていただいたものである。その際に事業者からは、まずどのような研修

をすればよいのか、どこまですれば研修をしたことになるのかといった意見が出ていた。多職種連携の担い手となる人材の育成については本市独自のものであり、全国的にも珍しい条文となっているので、昨年12月に多職種連携研修ガイドラインを介護サービス向上部会の委員の方々の意見を伺いながら作成し、各事業所に配布した。また市主催の集合研修を開催し、ガイドラインを活用して事業所内で研修を行うよう支援している。

人権の尊重と虐待防止について改めて明記したのは、利用者の尊厳の確保を進めていきたいと考えているためである。元々虐待防止法の中にも研修を義務付けている規定があるが、改めて事業者指定基準の中に書き込むことで、利用者の尊厳の確保に十分に配慮した上でサービス提供を行っていただきたいという理念をことで規定した。集合研修、事業所内研修などいろいろな形で事業所には取り組んでいただき、サービスの質の向上を図っていきたい。

(会長)

5ページに他の基準条例等との整合性の確保とあるが、石川県は既に条例を制定しているのか。もし既に制定しているとする、整合性は図れているのか。

(事務局)

本市と同様に石川県も制定していない。前回の条例制定の際もどのような形で独自条文を盛り込むかについて意見交換し調整をしたところである。今回も金沢市としては、4つの独自基準を入りたい旨、県に連絡済みである。県においても今後独自基準について庁内で検討していくといった状況であり、12月か3月頃に条例を議会に諮ることを検討していると聞いている。

(会長)

金沢市の独自基準4項目のうち、記録の整備と暴力団員の排除については全国で統一されるべきものではないか。国の定める省令の中で規定されているものではないのか。

(事務局)

暴力団員の排除の規定は省令にはない。全国的には規定しているところは多いが全ての自治体が規定しているわけではない。金沢市においては、他の基準条例で既に規定しているので、同様に規定したいと考えている。条例の規定に基づき、実務上は、事業所指定の際に暴力団員ではないという誓約書を事業所から提出してもらい、役員などが暴力団員でないか石川県警に照会を行っている。また、記録の整備については、省令では2年と規定されているが、運用上は既に5年間記録を保存する流れになっており、実態上既に行っていることを改めて規定することになる。これについては、全国的にどこの自治体も5年と規定している。

(会長)

ほかにないようなので、引き続き、介護保険の実施状況について、事務局から説明をお願いする。

(5) 介護保険の実施状況について(資料5)… 介護保険課から説明

(委員)

要介護度別の認定率について、要支援1、2の認定率が全国平均の1.3倍というのはただごとではない。これについて利用意向が高いとの説明であったが、なぜ金沢市民はこれほど高いのか。

(事務局)

今年度に限ったことではなく、制度創設当初から認定率は全国よりも高い。重度の方の認定率は全国とほぼ同じであるが、軽度の方の認定率が高く、全体の認定率も全国よりも高いという結果になっている。要支援1、2の方は、サービスは使っていないが、安心のためや、住宅改修のために要介護認定を受ける方が多いという印象はある。また通所介護等の施設の整備も順調に行われていることも要因として考えられる。

(委員)

「掘り起こし」という言葉を聞くことがある。これについて認識や把握はしているのか。

(事務局)

「掘り起こし」というと、本来サービスを受ける必要はないが、サービス利用を勧められて要介護認定申請をした方がいるのではないかということか。

(委員)

そのような話をしばしば聞く。

(事務局)

本市を含め介護保険制度では、サービスを利用が相当である状態かどうかを判断するために認定審査会の審査により、認定を行っている。

(委員)

サービスを利用する基盤が順調に整備されているとのことだが、事業所数が全国の他の保険者に比べどう増えたかなどデータはあるのか。例えば、人口当たりの事業所数や認定割合の相関を見たものなど。

(事務局)

そのようなデータはない。全国、都道府県、市町村において、サービスがどのように使われているか等を比較検証できる資料としては、国の介護政策評価システムで作成することが可能であり、資料5でお示ししている。

(委員)

要支援1、2になるのは、調査票のどこにチェックが入るとなるのかということとは当然分かっていると思う。どこにチェックが入ると要支援になることが多いのか。

(事務局)

要介護認定に関する詳細な資料を持参していないことから、この場で回答することは困難である。

(委員)

この点については是非確認して欲しい。何をすれば介護予防に繋がるのか分かるかもしれない。

(事務局)

調査票のどの部分にチェックが入ると重度認定になるかといった傾向の分析を認定審査会事務局で行っており、先月開催した認定審査会の委員長連絡会で説明している。要支援1、2の認定調査項目についても分析を行い、介護予防等に活用したほうがよいということについては参考にさせていただき、事業計画の策定を進めていきたい。

(委員)

全国比較を教えてもらえるとありがたい。

(会長)

では、報告事項は以上のようなので、議事に移りたいと思う。事務局から説明をお願いします。

5. 議事

次期プラン策定に向けた課題について（資料6）… 介護保険課から説明

(委員)

まちぐるみ福祉活動とはどのようなものか。また、担い手の確保は具体的にどのように行うのか。

(事務局)

まちぐるみ福祉活動は、地域において高齢者の見守り活動を行っているが、担い手の確保が難しいといわれている。人口減少時代であっても元気な高齢者は地域に増えているので、その地域の元気高齢者を主なターゲットとし、住民同士の支え合いが重要であることを周知しながら、高齢者が支えてもらうのではなく、高齢者が支える側に回るという取組みを検討している。この点については地域包括ケアシステム推進基本構想の中でも謳っているものである。

(委員)

まちぐるみ福祉活動は現在も動いているのか。

(事務局)

動いている。

(委員)

どこで活動しているのか。公民館などか。

(事務局)

まちぐるみ福祉活動とは、民生委員1人を含めて3人のチームを組み、地域の高齢者で見守りの必要な方を見守ることが主な活動である。現在も地域で活動していただいている。見守る対象も高齢者、見守るほうも高齢者なので担い手の確保が必要である。

(委員)

一人の民生委員に対して2～3人まちぐるみ福祉推進員を選任する。選び方はそれぞれで、近所にいる人に声を掛けたりする。高齢者を常に見守ってもらえるような方をお願いしている。任期が来ると、新しい方をお願いしたり継続していただいたりする。

(委員)

ボランティアなのか。報酬はあるのか。

(委員)

ボランティアである。

(会長)

金沢市では民生委員が1,000人弱で、まちぐるみ福祉推進員が3,000人ほどいることになる。そのような方々が活動している。

(委員)

長寿安心プラン2015の策定に向けての課題を説明いただいたが、昨年度金沢版地域包括ケアシステム推進基本構想を策定した。それを踏まえてプランを立てていくことになると思うが、基本構想とプランの関連性はどのようなものか。特に基本構想は重層的な形で実際にどのように実践していくかというところまで踏み込んで策定したので、そのあたりも含めて説明いただきたい。

(事務局)

地域包括ケアシステム推進基本構想を策定したときにも説明したとおり、短期、中期、長期目標について工程表を作っている。そのうち短期目標が長寿安心プラン2015の平成27年度、28年度、29年度の期間に達成すべき目標として位置づけられている。基本構想に書かれている施策目標も長寿安心プランを策定していく際に具現化していかなければならないので、具体的に反映する。今後の論点についても基本構想と紐付けができるようにまとめている。重層的なものについては、現行のプランと繋がるものでいうと1番の「市民とともに築く支援体制の充実」が主に関係する部分である。作業を進めていく段階で繋がりを整理したものをワーキングで示したい。

(委員)

プランを策定したら、実施しないと意味がないので、実施も含めたプラン作成をお願いしたい。

(会長)

ほかにご意見等がないようであれば、長寿安心プラン2015の策定については、この場でも出たいろいろなご意見等を参考にしながら、引き続きワーキングチームにおいて、作業を進めていただきたいと思います。

(会長)

その他、事務局から説明があるようなのでお願いします。

6. その他

今後の策定に向けたスケジュール（資料7）… 介護保険課から説明

(会長)

では、今後このようなスケジュールで進めていただくということで、よろしくをお願いします。

次期プランの策定に向け、ワーキングチームの皆様には、年度末まで、たいへんご苦勞をおかけするが、何卒よろしくをお願いしたいと思います。本日の案件はこれで全てであり、この会議でいろいろなご意見を賜ったことを、お礼申し上げます。